

会計名	国民健康保険特別会計
-----	------------

令和2年度当初予算案 事業概要

(1) 趣旨・説明

国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行います。

県から示された令和2年度の標準保険料率は、一人当たりの医療費分は減少しましたが、高齢化による後期高齢者医療支援金及び介護納付金は上昇したことで、令和元年度の保険料率に比べ平均世帯で約1.5%の引き上げとなりました。

なお、国民健康保険特別会計の規模については、被保険者が減少していること等から令和元年度比でマイナス約6%となります。

(2) 予算額

(単位：千円)

歳入	令和2年度 当初予算案 A	令和元年度 当初予算 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
国民健康保険料	2,237,336	2,346,477	△ 109,141	0.95
県支出金	7,498,181	8,088,894	△ 590,713	0.93
一般会計繰入金	868,404	861,610	6,794	1.01
基金繰入金	0	55,000	△ 55,000	0.00
その他	29,079	15,019	14,060	1.94
歳入合計	10,633,000	11,367,000	△ 734,000	0.94

歳出	令和2年度 当初予算案 A	令和元年度 当初予算 B	増減 (A-B)	比較 (A/B)
総務費	157,715	155,783	1,932	1.01
保険給付費	7,291,030	7,912,856	△ 621,826	0.92
共同事業拠出金	3	3	0	1.00
保健事業費	130,909	113,806	17,103	1.15
保険事業費納付金	2,968,109	3,120,094	△ 151,985	0.95
その他	85,234	64,458	20,776	1.32
歳出合計	10,633,000	11,367,000	△ 734,000	0.94

(3) 主な事業・内訳

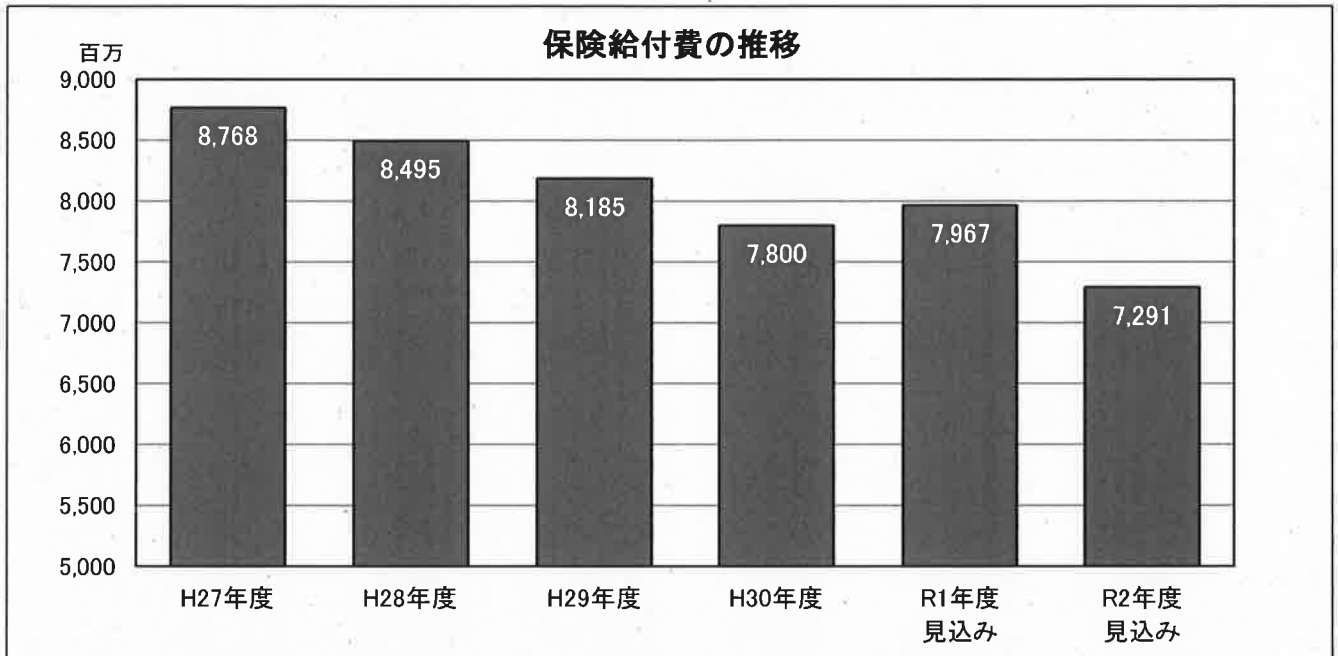
- ・ 特定健診事業 113,636千円
被保険者の早期発見と健康の保持及び増進のため、向上傾向にある特定健診受診率を維持し、さらに高めるために引き続き前年度受診者の健診無料化やデータ分析による受診勧奨を行い受診率の向上を図ります。
- ・ 資格審査、保険給付事業等

財政調整基金残高 368,088千円 (令和2年3月末見込)

長浜市国民健康保険の状況

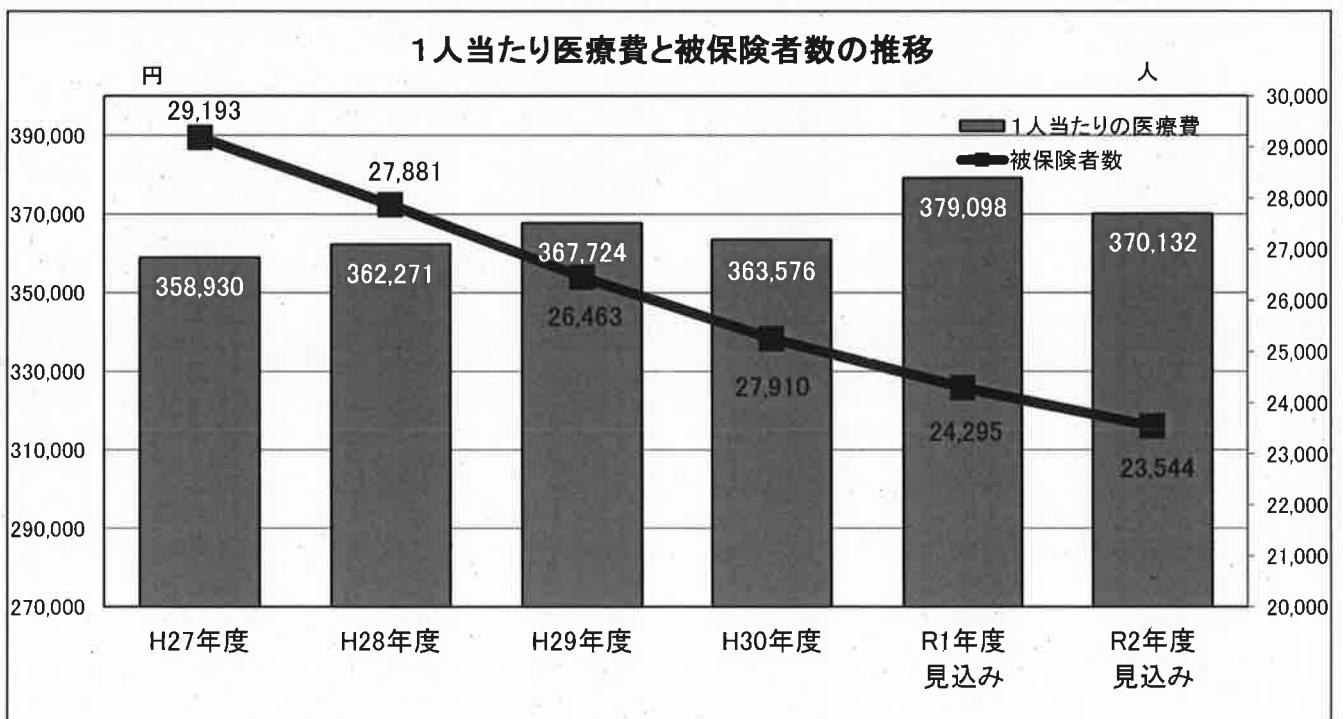
【保険給付費の推移】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 見込み	R2年度 見込み
保険給付費 (千円)	8,767,866	8,494,702	8,184,557	7,799,843	7,966,683	7,291,030



【1人当たり医療費・被保険者数の推移】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 見込み	R2年度 見込み
一般被保険者1人 当たり医療費(円)	358,930	362,271	367,724	363,576	379,098	370,132
被保険者数(人)	29,193	27,881	26,463	25,259	24,295	23,544



長浜市国民健康保険特別会計 各予算科目の主な内容

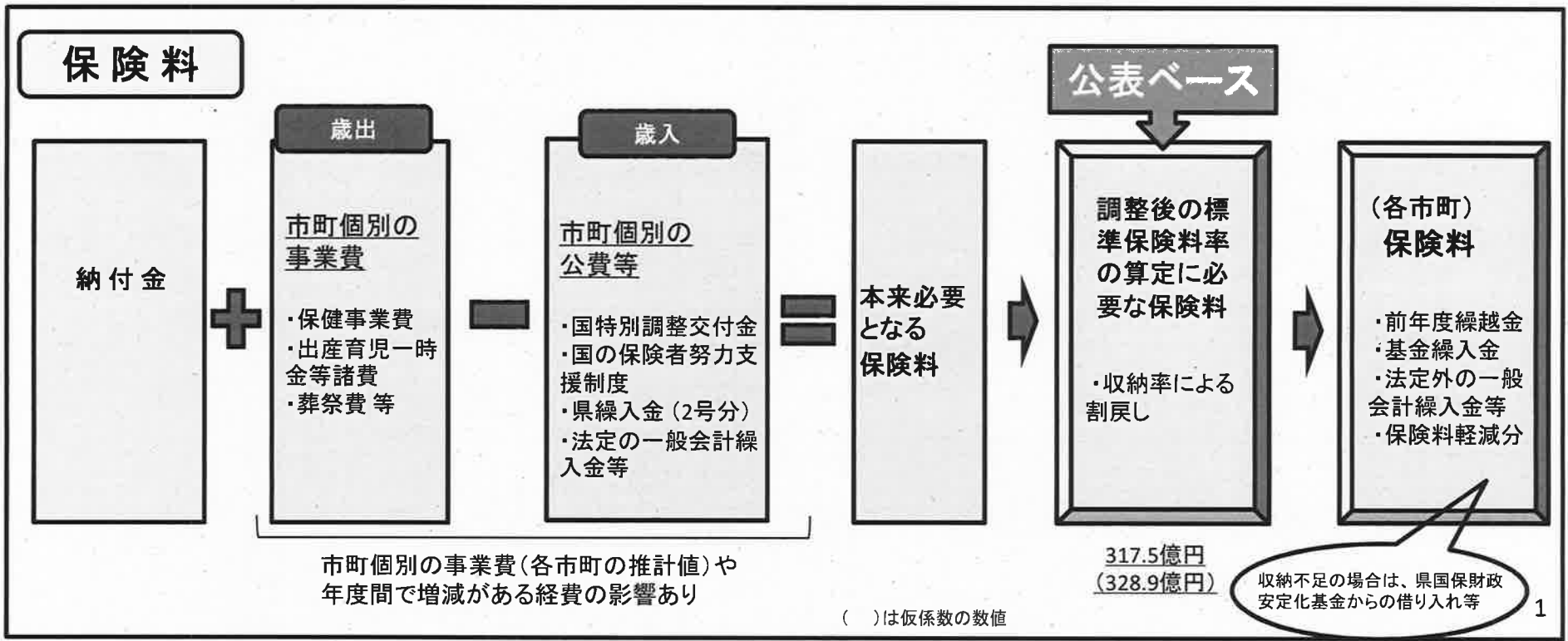
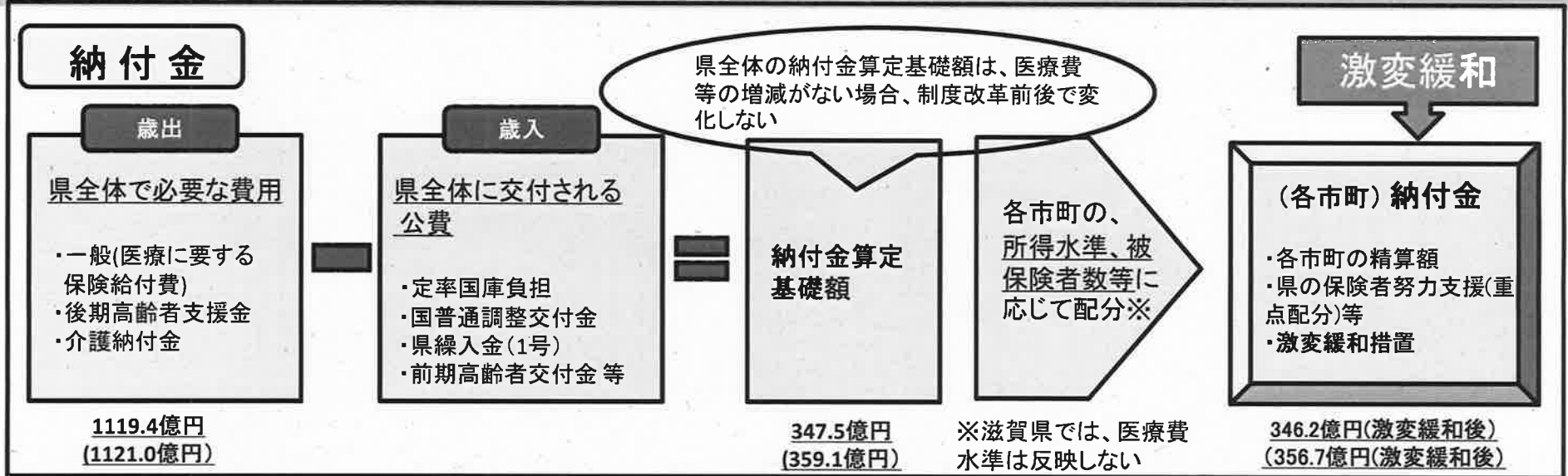
【歳入】

1. 保 険 料	
	医療分+支援分+介護分の合計。医療分は保険給付費等、支援分は後期高齢者支援金、介護分は介護納付金の支払いのために徴収するもの。
2. 県支出金	
① 保険給付費等交付金 (普通交付金)	都道府県化により、県が医療費の支払いに責任を持つことになったことから、市が医療費を支払う財源として、医療費相当額が交付されるもの。
②保険給付費等交付金 (特別交付金)	保険者努力制度分 市町村の国民健康保険の運営状況を評価し、交付されるもの。
	特別調整交付金分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの。(国による評価)
	都道府県繰入金2号分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの。(県による評価) 特定健診(40～74歳の被保険者が受診した特定健診、特定保健指導に係る費用に対して、2/3が交付されるもの。)
③保険給付対策費補助金	マル福(福祉医療費受給券)に関する医療費波及分に係る保険者負担分に対し一定の割合で県が補助するもの。
3. 一般会計繰入金	
①保険基盤安定分	保険料の軽減の対象となった被保険者の保険料軽減分等を公費で補てんするもの。
②給与費	国保事業に従事する職員の給与。
③出産育児一時金	出産育児一時金の支給に要する費用の2/3を繰入れ。
④財政安定化	地方交付税措置された国保財政健全化のためのもの。
⑤事務費	国保事業の運営に必要な事務費。
⑥マル福波及分	マル福(福祉医療)に関する医療費波及分に係る保険者負担分。
4. 基金繰入金	
	財政調整基金積立にかかる繰入金
5. その他	
	前年度繰越金、保険料の滞納に係る延滞金、国保資格喪失後受診に関する保険給付費の返還金、基金利子など。

【歳出】

1. 総務費	
	国保事業に従事する職員の給与費や事務費、国保連合会負担金、国保運営協議会の費用など。
2. 保険給付費	
①療養給付費	診察、薬剤、治療費、入院時食事代など医療サービスの現物給付分。
②療養費	柔道整復師による施術やコルセットなどの補装具など現金給付分。
③高額療養費	医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に負担するもの。
④審査支払手数料	診療報酬明細書(レセプト)の点検等に必要経費。
⑤葬祭費	被保険者の死亡に対して5万円を支給。
⑥出産育児一時金	被保険者の出産等に対し42万円(産科医療保障制度の対象外の場合は40.4万円)を支給。
3. 共同事業拠出金	
共同事業拠出金	都道府県化によって共同事業拠出金制度は廃止されましたが、事務費として、退職者医療共同事業分に係る拠出金が制度上残るものです。
4. 保健事業費	
①人間ドック助成	人間ドック受診者に対し費用の半額(上限2万円、宿泊を伴う場合2万5千円)を助成するもの。
②高額療養費貸付	医療機関等へ高額医療費の支払いが困難な場合に貸し付けるもの。
③特定健診等事業	特定健診、特定保健指導に係る費用。
5. 保険事業費納付金	
① 医療給付分	医療給付を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金。
② 後期支援金等分	後期支援金等を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金。
③ 介護納付金分	介護納付金を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金。
6. その他	
	財政調整基金への積立金、保険料の還付金、国庫支出金の精算に係る償還金、湖北病院への繰出金、基金利子積立分など。

納付金・保険料の算定過程



令和2年度本算定 納付金の収支状況

(滋賀県)

歳 出	歳 入
県全体 保険給付費等 1119.4億円	県に配分される公費等 771.9億円
	県全体の納付金総額 347.5億円

各市町の精算額
 激変緩和等※1
 1.3億円

※1
 各市町の精算額、県の保険
 者努力支援（重点配分）等、

(各市町) 納付金
 346.2億円

(長浜市) 予算規模 106.3億円

歳 出	歳 入
納付金額 ※2 29.7億円	国民健康保険料 22.3億円
	公費等（特別交付金分）※3 2.33億円
	基盤安定繰入ほか 5.07億円
保険給付費 72.5億円	公費等（普通交付金分）※4 72.5億円
保険事業ほか 4.1億円	その他収入ほか 4.1億円

※2 納付金の内訳

医療分 20.3億円、後期高齢者支援分 6.9億円、介護納付金分 2.5億円

※3 公費等（特別交付金分）の内訳

保険者努力支援制度 0.52億円、特別調整交付金 0.89億円

都道府県繰入金 0.58億円、特定健診等負担金 0.34億円

※4 保険給付費は、公費等（普通交付金）で100%交付されます。